

## 事故及び不誠実な行為

(弓削商船高専(下弓削)駐輪場新営工事)

会社名: \_\_\_\_\_

## 1) 営業停止

愛媛県又は近隣県(岡山県, 広島県, 徳島県, 香川県, 高知県)において受けた営業停止措置のうち, 令和4年6月13日以降に期間が終了したものを全て記載すること。	
措置を行った機関	営業停止の期間

## 2) 指名停止

全国又は中国・四国地区において受けた文部科学省による指名停止措置のうち, 令和4年6月13日以降に期間が終了したものを全て記載すること。	
措置を行った機関	指名停止の期間

注) 営業停止及び指名停止の通知の写しを添付すること。

## 法令遵守に対する全社的な対応状況

法令遵守に対する全社的な体制や規定の整備	有 ・ 無
----------------------	-------

注 有・無のいずれかに○をつけること。有に○をつけた場合は, 対応状況がわかる資料(社内コンプライアンスマニュアル, 企業倫理綱領の抜粋等)を添付すること。(一般的な就業規則, 文書管理手順書, 車両管理運用規程等の資料は該当しない。)

## 事故及び不誠実な行為 (弓削商船高専(下弓削)駐輪場新営工事)

会社名: \_\_\_\_\_

### 1) 営業停止

愛媛県又は近隣県(岡山県, 広島県, 徳島県, 香川県, 高知県)において受けた営業停止措置のうち, 令和4年6月13日以降に期間が終了したものを全て記載すること。	
措置を行った機関	営業停止の期間
(記載例) 国土交通省四国地方整備局	(記載例) 令和4年5月12日から令和4年6月13日(1ヶ月)

### 2) 指名停止

全国又は中国・四国地区において受けた文部科学省による指名停止措置のうち, 令和4年6月13日以降に期間が終了したものを全て記載すること。	
措置を行った機関	指名停止の期間
(記載例) 文部科学省	(記載例) 令和4年3月9日から令和4年6月10日(3ヶ月)

注) 営業停止及び指名停止の通知の写しを添付すること。

## 法令遵守に対する全社的な対応状況

法令遵守に対する全社的な体制や規定の整備	有 ・ 無
----------------------	-------

注 有・無のいずれかに○をつけること。有に○をつけた場合は, 対応状況がわかる資料(社内コンプライアンスマニュアル, 企業倫理綱領の抜粋等)を添付すること。(一般的な就業規則, 文書管理手順書, 車両管理運用規程等の資料は該当しない。)